

# 税のお知らせ

## ご存知ですか 「税を考える週間」

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

「税を考える週間」は、国民生活に深い関わりを持っている税について、その意義(必要性)および役割(使途)や、税務行政の現状をわかりやすく説明すると共に、国の基本となる税に対する理解を深めてもらうために設けられています。

今年「地方税はみんなの元気の源です」がテーマです。国税庁ホームページでは、特集を開設していますのでご利用ください。

〈国税庁ホームページ〉  
<http://www.nta.go.jp>

## 年末調整や確定申告には

### 社会保険料(国民年金保険料)

#### 控除証明書が必要です

#### ■国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・村県民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日の間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

#### ■控除証明書が11月上旬に届いた人は

生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)が、日本年金機構本部から11月上旬に送付されます。証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付した国民年金保険料

額と、年内の納付見込み額が記載されています。

#### ■控除証明書が2月上旬に届く人は

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間にはじめて保険料を納付する人は、翌年2月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

#### ■国民年金保険料を世帯で連帯して納付された人は

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続

きの際に自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も申告書に添付する必要があります。

#### 〈問い合わせ〉

・熊本年金事務所

Tel 096(367)2503

・日本年金機構本部

控除証明書専用ダイヤル

Tel 0570(070)117

※専用ダイヤル開設期間

・月曜日

午前8時30分～午後7時

・火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

・第2土曜日

午前9時30分～午後4時



### 給与所得者の年末調整説明会が開催されます

対象者	指定日時	会場
小国町・南小国町	11月12日(火) 午後2時～4時	小国町山村開発センター
南阿蘇村・高森町・西原村	11月13日(水) 午前10時～正午、午後2時～4時	高森町高森総合センター
阿蘇市・産山村	11月14日(木) 午前10時～正午、午後2時～4時	阿蘇市役所 北側別館大会議室

※都合の悪い場合は他市町村の開催日でも出席できます。

※当日は、「平成25年分年末調整のしかた」・「平成25年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」を持参してください。

# 平成26年1月から 記帳・帳簿などの保存制度の

## 対象者が拡大されます

■記帳・帳簿などの保存が必要  
な人

### 現行

事業所得を有する白色申告の人のうち、前々年分または前年分の事業所得などの金額の合計が300万円を超える人

### 平成26年1月から

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人

※所得税の申告が必要ない人も対象となります

### ■記帳する内容

- ① 売り上げなどの収入金額
- ② 仕入れや経費に関する事項
- ③ 取り引きの年月日
- ④ 売上先・仕入先・その他の相手方の名称
- ⑤ 金額
- ⑥ 日々の売り上げ・仕入れ・経費の金額など

※日々の合計金額をまとめて記載することができます

### ■帳簿などの保存期間

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書・納品書・送り状・領収書などの書類	

※詳細は国税庁ホームページ「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください

## 国税の相談は「タックスアンサー」を

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。

よくある質問に対する回答を、税金の種類ごとに調べることができます。

・パソコンから

[www.nta.go.jp/taxanswer](http://www.nta.go.jp/taxanswer)

・携帯電話から

[www.nta.go.jp/taxanswer/phone](http://www.nta.go.jp/taxanswer/phone)



QRコード

また、国税に関する一般的な相談も「電話相談センター」で集中的に受け付けています。ぜひご利用ください。

### 利用方法

- ① 最寄りの税務署に電話
- ② 音声案内に従い「1」番を選択

## 使って実感！ネットで申告 [e-Tax]

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続きができます。

### ■利用できる手続

- ① 申告 所得税、贈与税、法人税、消費税、酒税及び印紙税
- ② 納税 全ての国税
- ③ 申請・届出等 納税証明書の交付請求、各種法定調書、各種異動届出書など

e-Tax ホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) では、利用開始の手続、受付時間、パソコンの環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問など、最新情報についてお知らせしていますのでご利用前にご確認ください。

